```
1
                                                                                                                              第五条 監督調査部は、次に掲げる事務(総務企画部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         第三条 事務局に、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   第二条 事務局に、監察官一人(検察官をもって充てられるものとする。)を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  第一条 カジノ管理委員会の事務局(以下単に「事務局」という。)に、次長一人を置く
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          令和元年政令第百三十五号
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 五四
                                                                                                                                                                                 二十二 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 十七 カジノ管理委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (総務企画部の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        監督調査部
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               総務企画部
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (部の設置)
(公文書監理官)
                                                                                                                                                        (監督調査部の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            監察官は、監察に関する事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            び第二十一号に掲げるものを除く。)。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ·条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                 カジノ関連機器等製造業等の監督に関すること。
                                                                           カジノ施設供用事業の監督に関すること。
                      カジノ施設の適正な利用に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
                                                                                                     カジノ事業の監督に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 機構及び定員に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            カジノ管理委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   カジノ管理委員会の保有する情報の公開に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  委員長の官印及び委員会印の保管に関すること
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                機密に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                カジノ管理委員会事務局組織令
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 公文書類の審査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                      カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(カジノ事業における犯罪による収益の移転防止に関するもの
                                                                                                                                                                                                                                                                                       カジノ管理委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                              カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            カジノ管理委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       国会との連絡に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    事務局の行政の考査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       カジノ管理委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 広報に関すること。
                                                                                                                                                                                                          カジノ行為に対する依存の防止に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十二条第四項並びに第六十三条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         次の二部を置く。
```

及

第六条 総務企画部に、

公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

第十一条 監督調査部に、

次の四課を置く

```
第八条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              2
                                                                                                         第十条 依存対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  第九条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          第七条 総務企画部に、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       依存対策課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               事務に関し必要な調整を行う。
(監督調査部に置く課)
                                                                                                                                         (依存対策課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         (総務課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (総務企画部に置く課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (企画課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        依存対策課の所掌に属するものを除く。)。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          公文書監理官は、命を受けて、
                        カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘の規制に関する企画及び立案に関すること。
                                                                                                                                                                                                                      カジノ管理委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。カジノ管理委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
                                                 カジノ行為に対する依存の防止のための措置に関する企画及び立案に関すること。
                                                                              カジノ行為に対する依存の防止に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
                                                                                                                                                                                             カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(カジノ事業における犯罪による収益の移転防止に関するもの及び14 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。
                                                                                                                                                                  カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                 法令案の審査及び進達に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                        事務局の所掌事務に関する総合調整(カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関するものに限る。)に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           カジノ管理委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        カジノ管理委員会の保有する情報の公開に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       機密に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 公文書類の審査及び進達に関すること (企画課の所掌に属するものを除く。)。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               公文書類の接受、発送、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること (企画課の所掌に属するものを除く。)。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       カジノ管理委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             国会との連絡に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        事務局の事務能率の増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  事務局の行政の考査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               カジノ管理委員会の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            庁内の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 カジノ管理委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              機構及び定員に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              総務課は、次に掲げる事務をつかさどる
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      広報に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        次の三課を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               編集及び保存に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、
```

財務監督課

(監督総括課の所掌事務

第十二条 監督総括課は、次に掲げる事務をつかさどる

監督調査部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査に関する事務の総括に関すること。 監督事務(監督調査部の所掌に属する監督に関する事務をいう。第十五条第一号において同じ。)に関する指針の策定に関する事務の総括に関すること。

監督調査部の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第二百三十四条第一項の費用(第十五条第五号において「審査費用」という。)の算定に関すること。

(規制監督課の所掌事務) 前各号に掲げるもののほか、監督調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第十三条 規制監督課は、次に掲げる事務(第一号から第三号までに掲げる事務にあっては、総務企画部並びに調査課及び財務監督課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 カジノ事業の監督に関すること。

カジノ施設供用事業の監督に関すること。

カジノ関連機器等製造業等の監督に関すること。

カジノ施設の適正な利用に関すること (総務企画部の所掌に属するものを除く。)。

第十四条 調査課は、法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査(社会的信用に関するものに限る。)に関する事務をつかさどる。 (調査課の所掌事務)

一 監督事務のうち財務に関するものに関すること。第十五条 財務監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(財務監督課の所掌事務)

入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の徴収に関すること。

国庫納付金及び認定都道府県等納付金の徴収に関すること。

法第二百三十三条第一項の手数料の徴収に関すること。

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (令和二年一月七日) から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

審査費用の徴収に関すること。

附 則 (令和二年三月三〇日政令第七八号)